

- 学校における働き方改革の推進について、御説明いたします。

- 資料の1ページを御覧ください。教育委員会では、昨年3月に「学校における働き方改革取組方針」を改定し、令和2年度から4年度までの3年間を取組期間として、学校における働き方改革を進めているところでございます。

- 今年度、例えば、スクール・サポート・スタッフの配置ですとか、校務支援システムの効率的・効果的な運用、それから勤務時間管理や業務のマネジメントの徹底などに取り組んでまいりました。

- この結果、成果指標の1つ目である、「子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合」につきまして、今年度は72.9%と、昨年度より約3ポイント上昇し、平成29年度以降で最も高い数値となっております。

- 続いて、教育職員の時間外在校等時間につきまして、月当たり45時間を超えた教員の割合や年間の平均時間は、いずれも2年連続で改善しております。

- このように一定の成果が見られるものの、取組方針に掲げる目標の達成には至っていないことから、令和3年度においては、これまでの取組をベースとしつつ、令和5年度入学者選抜からの公立高等学校等入学者選抜におけるインターネット出願の導入に向けたシステムの開発など、教職員の負担軽減、業務の効率化に向けた環境整備、学校の働き方改革の現状や県教育委員会の考え方等について、保護者・地域等の理解を得るための情報発信、それから長時間勤務の傾向にある教職員や、所属の校長へ指導助言を行うなど、マネジメント徹底に向けた支援などについて、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

- 説明は以上でございます。